○法務省告示第二百九十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月十四日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関 ［略］ 伸光技研産業株式会社　愛知県愛西市甘村井町西出割一番地　機械検査	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［同上］ ロ　イ以外の実習実施機関 ［同上］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第二百九十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月十四日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関 ［略］ フルカワ工業株式会社　千葉県山武市松尾町谷津五百三十番地一　建設機械施工、型枠施工	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［同上］ ロ　イ以外の実習実施機関 ［同上］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第二百九十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年七月十二日法務省告示第三百四十五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月十四日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［略］ 富岡祐一　群馬県太田市粕川町三百三十四番地一　耕種農業 鶴田辰男　埼玉県深谷市横瀬百二十七番地二　耕種農業	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［同上］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第三百号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月十四日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関 ［略］ 株式会社新井建設　埼玉県桶川市大字坂田千三百三十三番地　建築大工	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［同上］ ロ　イ以外の実習実施機関 ［同上］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。